

屋内消火栓設備に関する火災予防条例の一部改正について

消防法施行令等に、新規格の屋内消火栓設備に関する基準が追加されたことに伴い、川崎市火災予防条例が改正され、この設備を設置、改修等する際の選択肢が拡充されることとなりましたのでお知らせいたします。

屋内消火栓設備とは、従業員や居住者等の方が初期段階の火災を消火する際に活用する設備で、水源、消火ポンプ、屋内消火栓（ホース、ノズル等を含む。）、配管、非常電源等により構成され、現在、1号消火栓、易操作性1号消火栓及び2号消火栓の3種類があります。

新規格の屋内消火栓設備は、工場や倉庫などの用途以外で設置が可能となっており、1人で容易に操作できるため、2人で操作する1号消火栓と比較すると迅速な消火活動が期待できます。また、1号消火栓と同等の消火能力を有するので、既に設置されている1号消火栓を改修する際、他の屋内消火栓と比較して容易に更新できるものです。

なお、詳細、御不明な点につきましては最寄りの消防署へお問い合わせください。



新規格の屋内消火栓設備

特 徴

- ・ 保形ホースを使用し、1名での操作が可能。
- ・ ポンプの増強、消火栓箱の大型化等をせずに、既設の1号消火栓から改修可能。
- ・ 工場及び倉庫には設置不可。
- ・ 設置間隔2.5m以下

川崎市火災予防条例の一部改正の内容（施行期日：平成25年10月1日）

新規格の屋内消火栓設備に関する基準を次のとおり追加します。

- (1) 水源は、3.2立方メートル以上とすること。
- (2) 性能は、2個の屋内消火栓を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が80リットル毎分以上のものとする。

屋内消火栓設備の種類・比較

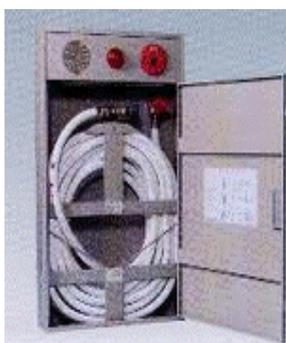
種類	設置基準				特徴
	設置間隔	放水圧力	放水量	水源量	
1号消火栓 ----- (易操作性1号消火栓)	2.5m 以下	0.17MPa 以上	130ℓ/分 以上	5.2 m ³ 以上	○全ての建物で設置が可能。 ●折りたたみホースを使用するため、2人で操作する必要がある。 ○保形ホースを使用し、1名での操作が可能。 ○全ての建物で設置が可能。 ●既存の1号消火栓より大規模工事(ポンプの増強や消火栓箱の大型化等)が必要。
2号消火栓	1.5m 以下	0.25MPa 以上	60ℓ/分 以上	2.4 m ³ 以上	○保形ホースを使用し、1名での操作が可能 ●工場及び倉庫には設置不可。 ●1号消火栓より多くの基数を設置する必要有。
新規格の消火栓	2.5m 以下	0.17MPa 以上	80ℓ/分 以上	3.2 m ³ 以上	○保形ホースを使用し、1名での操作が可能。 ○ポンプの増強、消火栓箱の大型化等をせずに、既設の1号消火栓から改修可能。 ●工場及び倉庫には設置不可。

※○メリット ●デメリット

屋内消火栓設備の種類



1号消火栓



易操作性1号消火栓



2号消火栓



新規格の消火栓

問い合わせ先	住所	電話番号
川崎市消防局予防部予防課	川崎区南町 20-7	TEL 223-2713
臨港消防署予防課	川崎区池上新町 3-1-5	TEL 299-0119
川崎消防署予防課	川崎区南町 20-7	TEL 223-0119
幸消防署予防課	幸区戸手 2-12-1	TEL 511-0119
中原消防署予防課	中原区新丸子東 3-1175-1	TEL 411-0119
高津消防署予防課	高津区二子 5-14-5	TEL 811-0119
宮前消防署予防課	宮前区宮前平 2-20-4	TEL 852-0119
多摩消防署予防課	多摩区枳形 2-6-1	TEL 933-0119
麻生消防署予防課	麻生区万福寺 1-5-4	TEL 951-0119